

## 三命題の統一的把握と今後の運動

広島県連書記長 政 平 智 春

### はじめに

部落解放運動における三つの命題は、根本理論といつても差し支えないものと考えています。この命題無くして行政闘争も差別糾弾闘争も成り立たないのではないかと思っています。

この命題を今あらためて正しく捉えなおして、新たな闘いに備えなければなりません。本日の資料に、一九七三年の運動方針に掲載されていた三つの命題の前文を添付しています。それは、この一九七三年以降、部落解放同盟の正式文書には、この三命題が載ることがなくなっているからです。

最近、三命題ということを、我々、広島の運動では強調し、この三命題こそ解放運動の中でもっとも重要であるということを主張して来ています。しかし、本部関係

では「行政闘争のための理論だ」として、反故にしようとする勢力が有り、この三命題そのものの文章が、なかなか身辺に見当たらないという、こういうことになるのではないかと思いまして、あえてページを割いて全文掲載させていただいたところであります。

さて、この三つの命題を学んでいくという、その一番大事なところ、姿勢の問題であります。七三年の運動方針の中で「以上、部落解放運動五〇年の実践の中から築きあげられて来た部落解放理論を、三つの概念規定によって、その内容とそれぞれの相関関係を明らかにしながら述べたが、この理論を正しく学ぶということは、それぞれが自己の置かれている社会的立場を明確にし、部落の完全解放のための統一的見解を打ち出し、実践の目標を明らかにしていくために最も大切なことである」と述べています。

つまり、この姿勢で、この三つの命題から学んでいくということにならなければ、今の中央本部のように、三つの命題は行政闘争の理論であって、今後第三次の共同闘争主導の時代にあっては役に立たない理論であるということになってしまいます。

つまり、この理論は破棄するかのような言動が横行する。こればかりではなくて、厳密には、この三つの命題そのものを否定をしてしまった形で、一切表にして来ないという、こういう誤った方向になっていくのではないか。理論というものは、歴史的事実に基づいて、その事実をどう分析をするかありますから、その歴史的事実を歪曲するという誤った姿勢でなければ、理論そのものを否定することができないです、本部の誤った理論というのは、三つの命題を否定するために、運動を誤らせている。今、こういう状況となっているというふうに思います。

さて時間が限られておりますので、本題に入りたいと思いますが。私のつけたテーマ、「三命題の統一的把握」というふうにあえて私なりに考えてテーマをつけてしましました。

三命題の統一的把握というのは、一番のところから

入って参りたいと思いますが、部落差別の本質、市民的権利の保障ということを、私たちは主張しています。市民的権利が行政的に不完全にしか保障されていないこと。中でも職業選択の自由が不完全にしか保障されていないことが、最も深刻な問題であるということが、述べられています。

この市民的権利という考え方をどのように捉えて行くかということです。この市民的権利は、近代市民社会以降、全ての人が共通して保障されなければならない権利であり、とりわけ近代市民社会、一八六八年の明治維新以降、いわゆる今日段階では基本的人権と言われているところの、今の社会で生きていく上において土台となる権利。それを被差別部落民には、行政的に不完全にしか保障されていないという主張を展開しながら、権利を獲得する戦いを展開してきたところであります。

一九六五年、同対審答申が出されました。その時点においては、あまりにも我々と社会全体との経済的・社会的格差というものが大きかったわけであります、そのところを「同対審」は認めざるを得ない。そういうことの中からあの「答申」が出されたものでありますけれども。この市民的権利ということを、我々がいかに意識として拡大をしていくかということが、今の闘いにおい

て極めて重大であると、このように考へるところであります。

ですから、この市民的権利の享有度、つまり今の社会の中における行政の役割というのは、「地方自治法」などでも明らかにされていますけれども、その自治体の中における住民全てに対して共通した普遍的サービスを保障するということが、地方自治体の責務であるわけです。

共通した、全ての人にいろいろな行政サービスを保障するということではなくては、市民がその社会の中で生活をする上において、生きる権利が不完全にしか保障されないということになります。その状況を克服をするための行政的な手立て、つまり、市民としての自立を促すための行政サービスというものを実行する責務があります。

これが近代市民社会の行政の責務なんですね。言い換えれば、市民生活をいかにスマートにしていくかというための働きをするのが地方自治体であります。決して住民に対して命令や指示や強制や、そういうものが地方自治体や地方行政の役割ではないんですね。

そこのところは、しっかりと我々の思想として根づいていなければ、たとえば「日の丸、君が代」の強制に対しても、県教委が言うこと、つまり「学校の先生が悪い

じゃないか」という議論が、いわゆる市民の中の間に起きて、いいか悪いかということで住民同士でケンカをする、つまり分裂の罠にはまるという、状況になるわけです。

まだまだそういったところでは、我々が市民的権利の享有度ということについてのパロメーターを十分持つてないという問題があろうと思います。

特に我々の部落差別の実態の中で、職業選択の自由が不完全にしか保障されていないことがあります。これらの問題が今までの闘いの中で企業や労働行政や、さらには市町村行政、そういったところを一体化させて、克服するため取り組みを開拓して来たわけです。

今日、構造的不況の中での再び部落に対する職業選択の自由を阻害をする。こういうことになって来ているのというふうに思いますが、われわれは社会に対して、この市民的権利を保障する訴えを今後も運動として続けて行かなければならぬと思っています。

それから二番目でありますけれども、部落差別の社会的存在。部落差別がなぜ存在をするのかということあります。そこでの部落問題の本質ということを資料に書いておりますが、これは「部落差別の本質」「部落差別の

社会的存在意義」「社会意識としての部落民に対する差別観念」を合わせたものがトータルとして「部落問題」の本質であるということです。そのような理解をしていただきたいたいと思います。

### 部落差別の社会的存在意義に学ぶ

さて、「部落差別の社会的存在意義」は、分裂支配の道具であったということ。これは近世の封建幕府時代において、そういう役割を我々は果たさせられて来たわけです。身分階層構造に基づく分裂支配政策というふうに書いてあります。これは「地名総鑑」差別事件糾弾闘争の中で、私たちが問題にしてきたところです。つまり、その地名総鑑を買う企業の前近代的体質を問題にしてきました。

それは何かと言うと、まさに前近代的な上意下達の企業運営というものの体質が存在することによって、「地名総鑑」を購入して、部落の人間をその企業から排除することを誰も不思議に思わなかつたということがあるのではないか。それは広島県においては中国電力やマツダや広島銀行、それぞれが共通して認めたところです。

部落民を企業に雇い入れないということ、言い換れば、それぞれの企業に入った人間の、ある一種の特権意

識というものを助長するという裏側の面があろうというふうに思うわけであります。

その前近代的思想にまみれた企業体質が、「部落地名総鑑」を購入させ、われわれを排除していたではないかということを言って来ました。それはまさに権力を行使する者が行なう分裂支配政策であるわけです。

資料に「享保の触書」というふうに書いてあります。この「享保の触書」の四項目に書いてあります「諸勧進つかまつりそうろう節、在家の家中に入るまじきこと」。こういう一項目があります。これはどういうこととかと言いますと、諸勧進というのは、物を集めて回る、極端に言つたら物乞いをして回るということもあつたでしょう。ただこれは単なる物乞いではなくて、地方地方によつて、いろいろ違うようでありますけれども、我々の先祖は、基本的には日雇いの権力行使をする立場、言うなれば今 の駐在所や、市町村自治体です。住民に直接接觸し、権力を行使する役割であつたと考えられます。ところがそれは常雇いではなくて、日雇い。何か事件があつた時で あるとか、たとえば川の番人をする、海岸の沿岸の番人をする。それらも何かあつた時に駆り出されるという役ですね。その駆り出された時の一日の日当を、権力が、これは後になれば村がそれぞれ予算化をしている記録が

数多く残っています。一八〇〇年代に入ったら村が革田身分の手当を予算化をしていたということが考えられる記録があります。

しかし、この享保時代、一七二六年でありますから、この時代においては、まさに日雇いとしての位置付けしか無かつたわけですから、出動した一日の日当を村々の百姓たちが負担をする。それを集めて回るという勧進行為ですね。その勧進をしていく時に、在家、つまり村人や町人たちの中、敷居をまたいではならないという、こういう触書なんです。

この触書一つを考えてみまして、この背景を考えてみましたら、一つはこれが出されたということは、それまでは在家の室内へ入っていたという事実があつたということがうかがわれるわけですね。入って、中で人的交流を深めていた。こういうことが言えるわけでありますが、この享保一一年、一七二六年に、「入ってはならない」という分断のくさびを打ち、強制力を持った内容として、ここに部落と在家というものを分けていった。こういうことがうかがえるわけであります。

それはまさに、今の辰野がやっておりますけれども、八者合意を破棄するという考え方と同様のものです。八者合意のことについてはいろんな機会でお聞きになるこ

とがあると思いますので、あまり詳しくは申し上げませんが、今回、辰野が県議会で八者合意を破棄をするということを議会答弁をいたしました。もちろんこれは、自民党との八百長、ヤラセであるとは思いますが、しかしその八者合意を破棄するであるとか、解放同盟という民間運動団体と学校が連携をとることはあいならんという、こういうことを教育長が命令をするということ自体、まさにこの「諸勧進つかまつりそろう節」、在家中に入るまじきこと」という、この本質がそつくりそのままコピーをされたような形でやっているのが、今の辰野の手法であります。権力者というのはいつも、自分が都合のいいように状況を変えようとするわけであります。

今私が持っているのは、今日、手に入れた県教委の広報紙の「クリップ」です。われわれ民間運動団体と連携してはならないと主張し、解放同盟と会ってはならない、話し合いをしてはならない、糾弾会はもってのほかという、そういうふうに言うにもかかわらず、今日のクリップは「学校へ行こう」という大見出しを載せています。保護者に対しても呼びかけています。「学校へ行こう」と。今の閉ざされた学校を開かれた学校にするために、どんどん学校へ行って質問してください。授業参観日で

なくても、事前に連絡をすれば、担当者と連絡を取り合って学校へ行つてみてくださいという内容が書いてありますね。

これはまさに教組つぶしです。学校に対しては、解放同盟と会つてはならないということを命令し、一方では保守・反動を支持するような保護者たちに、学校の先生、特に広教組の先生たちがいる学校へ行つて監視をしろという意味なんですね。

まさに今、辰野がとつていてる手法が、分裂支配政策そのものだと。こういうふうに受け止めるべきだというふうに思うわけです。したがつて、いつの時代でも、支配者が自らの支配を貫徹し続けようとするときの手法は、変わらず、民衆を分裂・対立の罠にはめようとするものだと言うことを深く学んでおかなければなりません。

### 社会意識としての部落民に対する差別観念

そして三番目の「社会意識としての部落民に対する差別観念」であります。パラドキシカルな発想の強制といふうに書いておりますが。「パラドックス」というのは、「矛盾した」という意味でありますし、「パラドキシカル」ということになれば、これは「逆説的」ということになります。逆説的であるとか、逆転的であるとか。

つまり差別の存在が、近代市民社会の生活を阻害しているのです。われわれだけではなくて、分裂の一方の当事者は、われわれと相対的位置にいる労働者、市民、農民、そういった人々も、分裂の一方の当事者であります。われわれを差別をすること自体が、社会や人間を逆説的に、逆転的にとらえる発想となつているのです。そのような捉え方を強制をさせるのが、この社会意識としての差別観念であるといわねばなりません。

差別意識はご承知のように間違った意識ですし、身分階層構造そのものは、近代、つまり現代と対立しなければならない社会構造なんですね。今の生産様式というものは、資本主義体制であり、大資本が土地を所有し、そこに工場を建て、そこで生産をして経済を動かすということをしています。近世、つまり江戸時代までは自然主義経済でありますから、農業中心でありまして、田んぼや畑で作物を作ることによって、とりわけ米を作ることによって経済を動かしてました。その経済の構造の違いがあるわけでありますけれども。その田んぼで作る生産高と、同じ田んぼでも工場を建てて、そこで物を生産をするという生産力と雲泥の差があるわけでありまして、その高度に発達した経済の運営をする為には、いわゆる自由主義的、民主主義的社會の運営をしなければ、社會

が回転をしないという、こういうことで近代市民社会が転換をしてくるわけがありますけれども。この今の社会にあってはならない前近代、江戸時代の身分階層構造がある意味ではそっくりそのままではありませんが、非常に色濃く反映しているのが、部落差別の存在ということあります。

### 三つの概念の統一的把握

さて、つぎの課題であります「三命題の統一的把握」ということは、本質、存在意義、社会意識としての差別観念という、この三つの命題がそれぞれに影響しあっていることを正しく捉えると言うことです。

これらの命題で提起されている内容は、全て相互に影響しあって存在をしているのです。本質は存在意義、社会意識に影響を与える。つまり市民的権利が行政的に不完全にしか保障されていないということは、言葉を変えて言えば、市民的権利の享有意度の格差、もっと具体的に言つたら貧困なんですね。部落民であるがゆえに貧困な状態、劣悪な状態。行政が対象とすべき事業を部落には実施をしてこなかったということが、部落差別の実態と言われる格差というものを作りだしてしまったのです。

その格差を見ることによって、社会意識が拡大をする。それで、相関関係を正しく我々が分析をすることに

そしてこの部落と部落を見る人間との関係が、そこには差別意識がフィルターとして存在しますから、差別意識というフィルターを通して部落を見るということは、まさに対立的状況を生み出すということです。

さらにその対立意識というものが、多数が少数を、強者が弱者を排除する。つまり市民的権利を行政的に不完全にしか保障しないという、こういう状況を固定化するというつながりになつていています。

さらに社会意識が本質を固定化をする。つまり「部落はそれでいいじゃないか」という、部落が極めて劣悪な状況の生活に追い込まれていても、そのことに対しても、なんら疑問を持たないような状況になつていているという、劣悪な実態そのものを変革をしようという動きにならなければいけません。

社会意識は本質を固定化し、さらに分裂支配を助長していく。こういう相関関係にあるのです。これは、三つがそれぞれ相関関係を保つていてるわけでして、決してそれぞれが独立したものではない。そしてこの本質、存在意義、差別観念をまとめたものが、部落問題の本質というふうに今まで解放理論の中で呼んで来たところであります。

それらの相関関係を正しく我々が分析をすることに

よって、教育問題や教育からの攻撃や、さらには地方自治体の同和対策をやめようという攻撃、とりわけ「地対協」路線との闘いでは、この三つの命題を土台としなければ勝てません。反論できないし、論破できないという事でありますて、やはりこの三つの命題というものをきちんとわれわれが把握することによって、今後の闘いがどれだけ発展をするかという、そこの非常に大きなポイントであろうというふうに思っております。

### 自らを高める理論に

それから二つ目の課題ですが、三命題が持つ運動的な三つの側面の統一的把握と広島県内の闘いということです。今回はこっちのほうに重点を置きたかったわけであります。

三命題は、一面では市民的権利の確立を求める闘いの武器であって、これは間違いないことであります。だからこの三つの命題を基底にしながら闘つて来たし、さらにこの三つの命題を基底にしないような行政闘争の理論は、必ず利権をあさりにはしつたり、我田引水、自分の家の前の道をどうしてくれんやということだけで、その運動に加わったり行政闘争に加わったりして、その当面の即物的課題だけが達成できれば運動も終わりになつ

てしまう。運動に出て来ない。こういう状況は今までたくさんあつたのではないかと思いますが。  
この三つの命題を理論的武器にした行政闘争であれば、ますます行政闘争が発展していくんです。発展していくにはければならないんです。行政闘争が発展をしないということは言い換えれば、この三つの命題が十分基底となつていらない行政闘争、実態のみにとらわれて、悪い変えやれえやという、非常に単純な論理でしかされることができない姿があつたのではないかというふうに思います。

近代市民社会における部落差別を利用した政策に対する批判。これも三つの命題で闘つていく課題でもありますし、部落に対する誤った意識の存在の指摘。それはまさに社会意識としての差別観念というものが、誤った意識であります。その誤った意識には誤った意識なりの原因があるんですね。最初の過ちは、どこが出発点となつてているのか。これはやはり歴史的な認識というものをきちんとしなければならないということを、この命題は教えてくれております。

部落差別そのものに対して、社会の人々は部落民に対してどういう意識を持っているかと言うと、「あいつらは違うんだと」「なんとなく違うんだ」「分からぬいけ

ど違うんだ」、こういう思いで排除し続けて来たことは、多くの人々も経験をしてきたところであります。しかし、何が違うのかということについては、それは誰も確たる根拠を持っておりません。持てるわけがない。違わないんですから。その違わないものを、あえて違うというふうに言わせるというところが、パラドキシカル、逆説的な考え方を持たせることに成功している部落差別の存在意義なんですね。そういうことを行政闘争の中で、一つ一つ分析をし、近代市民社会の点である基本的人権の保障というところを、行政自らが怠って来たということを、きちんと行政自身に認識をさせなければなりません。

ところが具体的に行政闘争を日常的にやって来ておりまして、今まで行政闘争の中で、これだけ理論を積み重ねて来たから、行政はスッと行くだろうというふうに、我々も一時、錯覚に陥ったことがあるんですが。残念ながら行政の職員は毎年変わるんですね。毎年変わって、それを認識したつもりの行政職員が変わって行くわけであります。だからこそずっと繰り返し繰り返し同じことを、まあ同じことではいけませんが、常にこっちが水準の高いことを指摘をし続けなければならないと思います。そのことを怠れば、必ず行政は反動化してきます。体制そのものが反動化しているのであって、その反動化を

防ぐには、やはり当事者であるわれわれが日常的に連携を取る人間の理論と実践の水準をどう高めて行くかということが大きな課題です。

一面で言えば、全国的でいわれている「行政闘争の理論」だということは間違いません。

しかし、そうだからといって、三つの命題の任務が終わつたのではありません。いや、これからますます運動的にこの三つの命題を論理構成の基礎として活かさなければならぬのです。ですから決して、この一面だけではないということを、今日は特に強調していきたいと思いますが。

その役割というのは、社会的立場の自覺的認識のための理論ですね。それを一つ一つ言いたいわけであります。が。市民的権利を獲得するため、自らの市民的権利意識、ここをわれわれがどう作つて行くか。

端的に言えば、社会的立場の自覺的認識のための理論であるということです。社会的立場の自覺的認識というのは、市民的権利意識の水準をどう高めるかということだと思います。市民的権利意識が、われわれの中にしっかりと根づいておかなければ、いったいわれわれは何を社会に求めるのか、何を行政に求めるのか。何を教育に求めていくのか、要求をしていくのか、この方向が確立

できません。

行政闘争の課題として、とりあえず世間と格差がある側面だけを強調して、その格差を埋めるということにしかならないのです。もっとも、これは劣悪な実態の解消、文化的で最低限度の生活をする権利を獲得するという上から、緊急避難的な闘いとして、それが今まで必要としてやってきました。

しかし現象的に、世間との格差がほぼ解消されたかのように見えだした今日一道路も広がって良くなつた、住む家も新しくなつた（ただし、借金だらけだと、そういうような現象的に格差が見えにくくなつた今日、さらにこの三つの命題が、部落問題の本質を照らし出してくれるのです。

特に広島県あたりでは同和対策事業が進んで來た。実態はほぼ、もう差別的な状況はなくなつたということを、行政も思つて（錯覚して）、地域住民も（錯覚して）思つてゐるけれども、悪いことにわれわれの内側でも思つてゐる人が多くなつてきています。

その証拠は何かと言うと、地域の中で、今まで部落解放同盟に結集して闘つて來た人々が、道路ができたら、「うちにはもう運動へ出んよ」と、「家も新しくなつた、生活もまあまあ安定した」ということでどんどん運動か

ら離れていっている姿があるわけです。

つまりそこが、社会意識としての差別観念が我々被差別者に与える悪影響ではないかと考えているところです。部落の完全解放というのは、やはり本当の意味の市民的権利、部落民としての市民的権利とは一体何かということを私たち自身が、常にしっかりと明らかにしなければならない。

部落の完全解放という姿には、いろいろ議論はあるうと思いますが、私の考えでは、簡単に言えば、すべての差別的状況、差別的扱いというものが、社会全体でなくなつた状況が部落の完全解放だと思います。

私たちは、ここまで運動を続けなければならぬのです。ここまで到達しないで運動を途中でやめていく、またはねじれていくというのは、自らの眞の利益、組織の眞の利益、そして社会全体の利益が考えられない自己疎外の姿なのです。

部落差別というのは、存在が意識を規定していくわけでありますから、存在はある程度残つていれば、そこからまた不死鳥のように拡大再生産をされていくということとは間違ひありません。さらに今のような広島県の辰野のように、部落と労働者の間にくさびを打つ、部落解放同盟と教組や市民の間にくさびを打つような行為を次か

ら次へやっていけば、ある意味では労働者や市民の間から部落解放運動に対する反発というものが扇動されていくわけでありますから、それに乗じてしまうということもあるわけです。

一方の当事者である我々がしっかりとおかなればならないということですが、やはり市民的権利意識というものを、我々がしっかりと土台に据えるという、理論的生活態度に一番留意しなければならないというふうに思います。

われわれは、その市民的権利意識を持つということでおあります、分裂支配政策の一方の当事者としての自覚。これは市民的権利意識の一つだと思うんですね。われわれが必ず一方の当事者に仕立てられるわけです。好むと好まざるとに関わらず、部落に対する、部落解放運動に対する批判というものがあるわけです。

この間の県議会で、保守系の議員の、名前は忘れましたけれども、府中の小中学校の校長先生方が、不当処分に対する不服審査申し立て」を県の人事委員会へ提出されました。その時の写真に小森さんが写っていた。あれは小森さんがやらせたのではないかということを県議会で質問をしているんですね。これは校長先生方が今まで同和教育を一生懸命やって来て、その一つの結果とし

て到達した論理が、「教育に日の丸は必要ない」「君が代は差別を助長する」ということで卒業式、入学式ではやらないという立場に立たれたのです。管理職である校長先生方がこの「不服審査申し立て」を提出し、われわれと同じ思いを持って闘っているのだから、それを支援するのは部落解放同盟として当たり前の話なんですね。この当たり前の話を、彼らは、小森さんと言えば、広島で言えばもう部落解放同盟という、そういうイメージを持つて部落解放同盟に対して、そういう理不尽なことをやる校長を支持する解放同盟は、さらに理不尽であるといふ意識をあおるためのパフォーマンスを県議会を中心としてやり続けているわけです。

われわれが好むと好まざるとに関わらず、分裂の一方の当事者にされる。江戸時代のことと言えば、「諸勧進つかまつりそそうう節、在家の家内に入るまじきこと」なのです。つまり、百姓や町民と仲良くしてはならないという、一方の当事者であるわけですね。この一方の当事者であるということを自覚をすることは、敵がいくらわれわれ民衆の間に分裂のくさびを打ちこもうとしても、今広島が闘っている君が代・日の丸強制の反対の闘いのなかで、教組や高教組とさらに固く連帯する。この固く連帯するということが、具体的実践を通して表

していかなければならないことがあります。

「記憶あろうかとも思いますが、一九九六年の五月に、広教組の支区の青年部の役員が、その支区の青年部の役員のメンバーを紹介をするのに、「彼は皇族のように上品な顔で…」という文章を書いた事件がありました。これを糾弾をしたわけですが。その当時の広教組といふのは、どんどん言うことと実践とが乖離し、反同和教育、非同和教育路線に傾斜をしたいんですね。

それでやり方もいろいろ問題があつて、その事件を糾弾することによって、広教組がある意味では本来のところへ立ち戻つて行つたのではないか。私は歴史的には、

そういう思いを持って見ていくわけでありますけれども。

その闘いの中で、広教組自身が、自らの判断で、正しい路線に立ち戻つたのです。これが連帶を高める闘いであつたわけです。

広島が日の丸・君が代の反対の闘いをやって、昨年の二月二八日に世羅高校の石川校長が自殺をし、一斉にマスコミが部落解放同盟攻撃、同和教育運動攻撃、広教組や高教組攻撃をやって来ました。

そのキャンペーンの内容は、「解放同盟と広教組、高教組の反対で石川校長は死んだんだ」というもので、この論理一本で彼らは攻撃を展開したわけです。

しかし、この闘いに対する中央本部の見解は、「天皇制反対の闘いは、突出してやつてはダメなんだ」ということを言つてゐるわけです。広島はやり過ぎだと、こういう立場に立つたわけです。

じゃあおとなしく、「君が代」を我々に歌えということですか。「日の丸」を掲揚しようということか、こういうことになるわけでありまして、まさに一事が万事ということがありますけれども、一つ間違えば、全部間違つていくというのが、今の中央本部の思想的頽廃ではなかろうかと思つています。

### 糾弾は団結を促す論理

過去、自治労や全電通などいろいろ労働組合が係わつた差別事件がありました。これらの事件に対する糾弾闘争は、団結をうながすための糾弾闘争をやって來たはずなんですね。その一番典型的な例が、広教組のあの事件の糾弾であつたというふうに私は受け止めているところであります。

これからも、自ら分裂の当事者とならない闘いというもの堅持しなければならないのです。中央本部に対してもそうであります。われわれが、中央本部に対して、「それは間違いだ」ということを批判をしますけれども、分

分裂の当事者となつたらどういうことになつていていたでしょうか。それは即運動の崩壊につながつていたと思います。たとえば岡山県のように部落解放同盟の別働隊を作つてみたり、長野県のように部落解放を愛する会という訳の分からぬ团体を作つてみたり、古く言えば、部落解放同盟正常化。現在は全解連というふうに自称していますけれども、そういうふうにどんどん分裂をして、細胞分裂をするように部落解放理論とは縁もゆかりもないところで運動をやることになり、ある意味では利権、えせ同和行為、そういうことをやらんがための团体へと逃避をしてしまつ。

しかし広島が、別働隊をたちまち今作らないことが即、全国の仲間、中央本部とわれわれが直ちに統一的な見解を展開できる展望を持つてゐるわけではありません。

しかし、今私がいましたような、分裂の当事者にならない思想性を堅持していれば、全国の仲間には広島を支持する、広島の考え方を支持する、共に進むというところがあるわけで、ここらとも、われわれは切れてはならないという立場に立てるのです。全国の仲間、組織の大勢の仲間とは絶対に切れてはならないのです。

ここらと切れてはならないということから、今、そうは言いましても、本部の方針、特に地対協路線やそういう

うところの方針に対する批判、誤りを批判しつつ踏ん張つてゐる。こういうことが今必要でありますと、我々、三つの命題の一方の側面として、内側がどうしつかりしていくのかという課題がここにあるうというふうに思ひます。

それから社会意識と対峙する闘いの実践でありますと、社会意識に惑わされない自己の確立。これは言い換れば、社会意識としての差別観念が部落に対し及ぼす悪影響というのは、寝た子を起こすなどということに端的に現れています。寝た子を起こすなということをやられたら、我々の内側も、「もう差別がないんじゃ言うてくれるな」「部落じゃ、差別じゃ、糾弾じゃあ言うけえ、差別が出て来るんじゃ」という、われわれ内側の声、内側というものは決して部落解放同盟に結集しているという意味だけではなくて、広い意味で被差別部落の人間たちといふことです。その人達が、そういう思いを持つてゐる。これがまさに社会意識としての差別観念に惑わされている姿でしよう。

それにわざわいされないというのが、我々の運動の基本的立場であります、全ての物事を明らかにする。差別の本質を明らかにしていくという、そういう闘いをどこまでも追求していくということが、惑わされない、闘

い、実践だろうと思ひますし、さらに先程ちょっと出ましたけれども、誤った意識の根源を明らかにする営み。まさに同和教育というものは科学的認識に基づいた教育実践でありますけれども、この科学的認識に基づくというのは、歴史的、社会的にも、なんのごまかしも持つてはならないということです。

たとえば奈良あたりで、部落差別の根本原因はケガレ觀であり、家制度であるという、こういう考え方をいまだに持ち続けているようあります。しかしあまりにも路線と言いますか、考え方がズレたので密かに修正しようとしましたのか、今年の全国大会の方針にはそういう傾向がなくなりました。その代わり「ケガレ問題等、家意識について研究を深めなければならぬ」ということになっておりまます。これはこれで私は正しいと思いますけれども、しかしままだ一部、そういう考え方を持つている人々が存在をしているわけです。

一部が大部分が分かりませんけれども。江戸時代に部落差別はなかった。部落差別の根本原因は権力的なことや、身分階層構造といったようなものではなくて、ケガレ觀であり、民衆の中から起きたものだという、ここを一番彼らはポイントにしているわけであります。そういう誤った考え方を持った人々がいることを教訓にして、

われわれがもつともつと科学的認識に基づいた歴史觀や社会觀というものを確立をしていくことが緊要だろうと思います。

### 市民的権利意識を高め、権力からの自立を

さて時間がないので、ちょっと走りますが。かなりあります、市民的権利意識に基づいた自立。これは私は大変危険な言葉ではあると思いますが、あえて自立という言葉を今日は使って問題提起をしてみたいと思います。

私がここで言う自立とは、「地対協路線の言う、「同和地区住民の自立向上精神の涵養」ということは正反対の意味であります。

我々の自立は権力からの自立であり、権力の強制からの自立です。いわゆる権力に侵されないという、こういう立場を確立するということを最大のポイントにしなければなりません。そして自立を目指す姿。即自的階級から対的階級。いわゆる強制されて強制の中にうごめく没主体的な人間であれば、要するに指示待ち人間と言われる、何か指示されなければ動けないという、非主体的な姿として投影されます。それは簡単に言えば、即自的階級という。だから自分と他を対立させるだけですね。ところが対的階級ということをここに書いておりま

すが、それはいわゆる自己相対化、自分が自分を見つめることによって社会を見つめて行く。つまり社会的立場の自覺的認識ということは、このように社会と自分の相対的な関係の中において、なおかつ自分が自分を考え、見つめるということです。

その立場で止揚していかなければならぬ。高まっていかなければならぬというふうに、これが自立を目指す姿です。

矛盾を矛盾と感じないということも大きな問題であります、ところが矛盾は矛盾として放置をし、いつかなくなる、時間がたてばなくなるという没主体的なことではなくて、その矛盾の根源を明らかにする。根源を明らかにしないことは、解決をすることはできないわけであります。

そして運動論とすれば、組織と自己、組織と社会、そして同じ組織の部落解放同盟全国と自己との利害の共通化を図って行く。その利害の共通化は、平均化するといふことではなくて、本当の意味の利害。部落民にとっての利益とは何なのか。これを明らかにした闘いをする。日常的に広島の中における闘いであるならば、それは要するに組織にどう結集をしていくのか、組織の利益と自分の利益を一致させ、組織の利益を優先するために、

自分の利益はちょっとがまんしようか。それが時間の提供なんです。運動に出るということですね。運動に関わって行く。即自的な利益ではなくて、対峙的、総体的な利益というものを、われわれがどう深く認識をしていくかということが課題ではないかと思います。

まさにそれが自立を目指す姿です。完全な自立などありませんけれども、自立を目指す運動的姿勢、社会的立場の自覺的認識というところへ結びついていくものではないか。このように思います。

社会構造の分析としての命題であると同時に、自らの社会的立場の自覺的認識のための命題である。この二つの側面を我々はしっかりと受け止めなければならないというふうに思います。そして社会構造の分析を深めるためには、自らの社会的立場の自覺を深める。そこがなければ、社会構造云々言っても不明確であります。

社会構造を深く分析する中で、さらに一層、社会的立場の自覺を高めて行くという、相対的相乗関係にあるわけです。一方だけがドンと伸びて、社会的立場の自覺がバーッと伸びて、高まって、深まっていったけれども、社会に対する働きかけはできないというのでは、これは本物ではない。相互に高まりあって、自覺と働き、その相互が両輪の如く高まっていくことがあります。

そういう意味では、理論というものは、非常に大事なものでありますし、その理論に基づいた実践というもの、が、その理論をさらに高めていくということになるのではないか。このように思います。

そうした体制との対峙。つまりこの三つの命題を基底にした今日社会における具体的闘いというものは何かと言つたら総保守化との闘いです。総保守化という弱肉強食の体制のもとでは、部落差別は解決されません。なぜかと言つたら、保守というのは、差別の実態をも含めた現状を固定するものと考えたらしいと思います。

そのために、全部の労働者を含めて、一つの思想へと合流させようとします。その反映が、今日の社会荒廃となっているのです。

その誤りと闘わない限り、必ず人を踏台にしたり、過当な競争をあおったり、大競争社会と言われる状況を作りだしていく、弱い者は負けて当たり前という状況を生み出します。そういう弱い者がどこへ何を求めて行くのか。それはさらに弱いところへ刃物をつきつけたり、差別をしたり、分裂したりするという、こういうことがあります。

今日の荒廃した社会状況がまさに如実に示しておりますけれども。そのような総保守化体制と対峙するための

理論として、この三つの命題を最大の武器とした闘いを展開をしなければならないのではないかと、このように思います。

最後、重ねて申し上げておきますけれども、ちょっと誤字、脱字があるかとも思います。この文章そのものは、私が学習のために、一九七三年の運動方針からパソコンへずっと打ったものであります、これを再び深く学習することによって、私が提起をいたしましたような内容の闘いへと発展をさせることになろうと思います。

ここに活動家が約八〇人いらっしゃいますが、八〇人の人が、この三つの命題を身につけた闘いを展開すれば、広島県連の理論水準はさらに高まって行くのではないか、このように思います。ちょうど四五分たちましたので、以上、私の提起を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。